

第3回 多摩南部成年後見センター構成市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）
成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
議事要旨

日 時：令和2年1月30日（木）18:30～20:00

場 所：調布市総合福祉センター201～203 会議室

出席者：出席者名簿による。

（欠席者：岡垣委員）

議事次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 議事

（1）報告事項

- ① 第2回策定委員会後経過報告
- ② パブリックコメントで寄せられたご意見と回答(案)について

（2）協議事項

- ① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画
利用促進基本計画 共通計画素案

（3）その他 今後のスケジュール等

4. 閉会

〔配付資料〕

- ・次第
- ・席次表（当日配布）
- ・資料1 第2回策定委員会後経過報告
- ・資料2 パブリックコメントで寄せられたご意見と回答(案)
- ・資料3 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度用促進基本計画（案）
- ・資料4 今後のスケジュール（案）
- ・第2回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会議事要旨録
- ・「民法基礎・改正を学ぶ」（講師；岡垣委員）

1. 開会

(略)

2. 委員長挨拶 (要約)

西田委員長

- ・本日は、最終委員会ということで、5市共通の「成年後見制度用促進基本計画(案)」をお諮りさせていただきたい。この間、委員の皆様には多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
- ・前回10月10日の第2回策定委員会では「共通計画の素案のたたき台」について、活発なご意見をいただいた。また、当事者の声の反映という点からもご意見を頂戴したかと思う。
- ・第2回策定委員会後、ワーキングチームでは、追加的なヒアリング調査を行いながら、5市ワーキングにおける議論、各市における庁議並びにパブリックコメントを実施している。本日配布されている計画(案)は、これらの成果を反映したものという位置づけである。

3. 議事

(1) 報告事項

①第2回策定委員会後経過報告

小林所長より資料1(3頁～)に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

◎概要

- ・第2回策定委員会後の経過として、大きく3つ行った。①ヒアリング調査、②5市ワーキング検討会による検討、③各市でのパブリックコメントの実施である。
- ・「①ヒアリング調査」について；
ー実施概要(3頁)；

1 特定非営利活動法人 調布心身障害児・者親の会

〔実施概要〕

日 時：令和元年11月5日(水) 13:20～15:00

場 所：調布市総合福祉センター 団体室

出席者：調布心身障害児・者親の会会員8名

※出席者概要

- ・出席者8名のお子さんの年代は学齢期～40代。最も多かったのは20代。
- ・出席者8名のお子さんの障害種別は様々。(自閉症、高次脳機能障害、中度知的障害、重症心身障害等。)
- ・出席者8名のうち6名は成年後見制度未利用者。(1人は親族後見人。1人は元親族後見人)将来的に、「親亡き後」の子供の居所、生活等について考え、成年後見制度の利用を想定しているが、「どのタイミングが適切か」「どこに相談したら良いか(どこに相談したら親として子供の生活と将来について納得のいく案を一緒に考えてくれるか)」を悩んでいる。

- － 「1 成年後見制度に関する広報」 に関していただいた意見 (5 頁) ;

1 成年後見制度に関する広報

(1)

ア. 意見 ;

- ・数年前に聞いた話だが、成年後見人等は入院手続きと医療に関することはできないと聞いたことがある。
- ・専門職から、報酬が増額したケースに話を聞いたことがある。裁判所も理由を教えてくださいとのことだった。自分達は、サービスを契約して利用することに慣れているから、理由を教えてもらえないのは信用できない。

- － 「2(1) 地域の相談機関への期待 (相談対応力)」 に関していただいた意見 (6 頁) ;

2 相談

(1) 地域の相談機関への期待 (相談対応力)

ア. 意見 ;

- ・成年後見制度は、親が亡くなったらどこに住むか、どのような生活を送るかを考える際の一つの手段と理解しており、成年後見制度のことだけが独立しているわけではない。遺言や相談支援の計画を作成する時に、一緒に検討する話。
- ・日常的に関わっていない人にアポをとって相談するのはハードルが高いし、行政に相談に行っても、子供のことを一から説明しないといけないのはハードルが高い。
- ・相談支援事業所は、本人の細かい生活状況も、作業所での様子も、家族の話も聞いてくれるし、変化も記録してくれている。可能であれば、将来のことについても触れてほしい。日常的なことと将来のことを行ったり来たりしながら相談できるようにしてほしい。

- － 「2(2) 地域の相談機関への期待 (候補者に対する情報収集力)」 に関していただいた意見 (6 頁) ;

(2) 地域の相談機関への期待 (候補者に対する情報収集力)

ア. 意見 ;

- ・どのような候補者が「〇〇の障害特性に慣れている」といった情報を提供してくれる機関がない。自分の子供の特性を理解してくれている機関に、どのような候補者が良いか相談したい。もしくは一緒に検討に加わってほしい。
- ・成年後見制度のことだけが独立しているわけではない。遺言や相談支援の計画を作成する時に、一緒に検討する話。
- ・相談支援事業所は、本人の細かい生活状況も、作業所での様子も、家族の話も聞いてくれるし、変化も記録してくれている。可能であれば、将来のことについても触れてほしい。日常的なことと将来のことを行ったり来たりしながら相談できるようにしてほしい。
(再掲)

－ 「3 親族後見人に対する支援」に関していただいた意見（7頁）；

3 親族後見人に対する支援

(1)

ア. 意見；

- ・自分は親族後見人をしていることを誰にも言えなかった。「親族後見人を見たら泥棒と思え。使い込んでいるのではないか。」という目で、裁判所も専門職も見ると。そのような状況だから言えない。また、個人の財産のことはそう簡単に言えない。
- ・後見人を決めるのは裁判官だが、情報収集、報告書の説明するのは書記官。顔の見える関係ではない。

計画（案）では、いただいたご意見をもとに可能な限り反映をさせていただいている。

<質疑>

◎当事者ヒアリングに対する事務局意見について（5頁）

進藤委員

委員に事前に郵送された資料では、「会に所属している人は会から得た情報に限られる傾向がある。」というような、事務局の意見のようなものも含まれていた。親の会に所属している親御さんは子供に障害があるということで集まっているだけで元の職種は様々であり、障害児の親というだけで何もわからない人々と思われてしまうのは傷つく。

どの親の会もそうだが、障害児の親というだけで辛い立場にいるかもしれないが、弱い人たちではないので、チームの一員と思ってほしいということをご理解いただきたい。

◎「多摩市手をつなぐ親の会」へのヒアリング調査結果について（87頁）

進藤委員

「多摩市手をつなぐ親の会」へのヒアリングの結果についても知りたい。

日本総研

令和元年5～6月、5市関係部署・機関へのヒアリング調査を実施するにあたり、各市のご判断でヒアリング調査対象を選定いただき、多摩市のみ当事者の声を聞きたいというご意向で「多摩市手をつなぐ親の会」へのヒアリング調査を実施した経緯がある。もう一度内容を整理してご提示できるようにしたい。

②パブリックコメントで寄せられたご意見と回答(案)について

小林所長研より資料2（9頁～）に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

◎概要

- ・いただいたご意見と各市の回答（案）全てをご説明すると時間を要するため、掻い摘んでご意見の概要をご説明したい。（資料2参照）

<質疑>

◎今後のパブリックコメントへの対応について

大口委員

「回答（案）」とあるが、今後のパブリックコメントへの対応についてお聞かせいただきたい。

小林所長

ワーキングで「回答（案）」を協議し、対応を検討している。いただいたご意見については、可能な限り「計画（案）」に反映している。

◎パブリックコメント等の内容と回答の公表について

進藤委員

パブリックコメント等の内容と回答の公表は、各市のHP等で公表されるのか。

小林所長

各市のHP等で公表予定である。

(2) 協議事項

①調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 利用促進基本計画 共通計画案

センター小林所長より資料3(35頁～)に基づいて、第2回策定委員会時「共通計画の素案のたたき台」からの主な変更点についての説明がなされた。※以下、□は説明

- ・「はじめに」(39頁)；
 - －本策定委員会の委員長である西田委員長のお名前での巻頭言とさせていただいた。
 - －ここでは「利用者がメリットを実感できるような制度運用を目指す」「実効性の高い計画の推進を図る」等を記載している。
- ・用語(40頁)；
 - －本計画では様々な専門用語を用いているため、用語説明のページを設けた。
- ・「第1章 計画策定の背景と前提」(44頁、45頁)；
 - －「第1章 計画策定の背景と前提」を加えた。内容としては、「権利擁護支援」「成年後見制度利用促進」に関する説明をするとともに、それらの取組みが何故重要なのかを説明している。
 - －45頁でイメージ図を記載している。
- ・「3 広域における市町村計画策定に関する国の考え方」(49頁)；
 - －広域で計画を策定する際の国の考え方を記載している。
- ・「第2章 広域による共通計画策定の目的と位置付け」(50頁、51頁)；
 - －第2章では、「1 広域での共通計画策定の目的」を記載するとともに、「2 5市における市町村計画と共通計画との関係性」において、各市の計画の記載時期を若干変更して記載している。
 - －51頁の本文で、共通計画とはどのようなものなのかという記載を加えている。
- ・「センターの新規案件数のグラフ」(57頁)；
 - －センターの新規受任件数について、H31年度の件数を加えている。
- ・「(4) 調査から見た課題の整理」(58頁)；
 - －共通計画策定にあたって実施したヒアリング調査から見てきた課題等を記載している。

- ・「第4章 共通計画の基本理念・体系と目標・取組みの方向性」(61頁、62頁)；
 - －「1 共通計画の基本理念と目指す姿」；「基本理念」には「利用者がメリットを実感できるよう」という文言を追加した。
 - －「基本理念が目指す姿 ～基本理念が実現された時の姿～」では、基本目標1～5の5本柱を設けた。
 - －共通計画の体系として、基本目標1～5の下に、施策1-1～施策5-3を設けた。
 - －62頁以降、「現状」「課題」に加え、「取組みの方向性」の内容を表形式で掲載し、「主たる推進主体」を明記した。
- ・「第5章 計画の進行管理」(82頁～)；
 - －振り返る際の視点の内容を表形式で掲載し、「主たる推進主体」を明記した。

<質疑>

(2) ① 本共通計画について

i. 「第1章 計画策定の背景と前提」

ア. 「権利擁護支援を必要とする人」への支援、「推進」「促進」の内容についての記載(44頁)

星野委員

「その際重要なことは～」の文章で「「成年後見制度の利用が適切なのか、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業。以下「地域福祉権利擁護事業」といいます。)の方がふさわしいのではないか」という記載があるが、このような考え方は不適切と思う。権利擁護支援を必要とする人は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用だけではなく、何がこの人にとって必要な支援かを考えることが基にあるし、そのような支援が行われることを基本計画では目指している。現在の記載だと、どちらかの制度を選択するという選択肢のような印象を受ける。記載を再考いただきたい。

進藤委員

本来推進されるべきは「権利擁護支援」と「意思決定支援」と思うが、その記載が目立たないと思う。一般の人は太字や下線部分しか読まない傾向がある。一部の人は、現在の計画案のこの部分を「成年後見制度を利用促進する」と認識しているようだ。

小林所長

両委員よりいただいたご意見を反映できるよう再考したい。

イ. 「権利擁護支援を必要とする人」への支援についての、5市の考え方の表明(44頁、45頁)

池田委員

星野委員からご指摘のあった「どんな支援が必要か」については、虐待対応における措置の実施や意思決定支援や見守り等、そういった権利擁護支援がなされ、本人の意思が尊重された上で、成年後見制度の利用が必要とされる方が制度を利用できることが重要だということを、5市各市がそれぞれの文言で記載していただけるとありがたい。

星野委員

池田委員のご説明を補足すると、本人が望む暮らしが継続できるといった本人の意思が尊重されることが基にあり、必要な人には成年後見制度の利用だったり、虐待の場合の必要な介入というのは同列ではなく、介入後に本来の意思決定支援が可能となる状況を確保するために介入は許されていると

考えられる。

その意味で、「大切なことは」の文章に「必要ない人に制度を利用させる必要はないし、させてはいけない。」という記載があるが、このような記載は問題と感じる。「必要な人が制度を利用する」という表現が良いと思う。

倉持委員

44 頁には大事なことが記載されているが、行間が詰まっっていて読みたいと思わない。記号や太字、下線、文字のフォントも異なったり多用されているため、どこが重要なのか分かりにくい。もう少し検討されると読んでもらえるかなと思う。

星野委員

45 頁のイラストは国の資料を用いていると思うが、これは現状と目指す姿を対比させるために、国が一般的なものとして作成した資料である。5 市が目指すべき姿を図示してほしい。

特に、45 頁の一番下のイラストは後見人等が選任された後のものである。最近、裁判所も、後見人等が一度決まったら変えられないのではなく、本人にとって必要であれば変えられるという運用により積極的になることが考えられる。それは後見人等側の事情ではなく、本人の状況を尊重するということ。国の研修でも、この考え方を踏まえて、類型の変更についても取り入れている。

そのため、各市では広報、相談やマッチング等に力を入れていると思うが、一番重要なのはモニタリングである。モニタリングの部分について目指す姿を是非図示してほしい。

大口委員

45 頁のイラストの隣に空白があるので、池田委員や星野委員のご意見を踏まえ、各市のお考えが追記されるとよいと思う。

倉持委員

45 頁のイラストは、文字が小さくて読めない。入れるのであればもっと大きく掲載して、5 市ではどのように取り組んでいくかをリンクさせる形で活用するとよいと思う。

進藤委員

44 頁、45 頁の記載内容は、この後を読みたくなるかどうかを決める部分だと思うので、ページに余裕を持って、分かりやすく記載いただきたいと思う。

重要なことは「必要な人が必要な権利擁護支援を選べること、制度の利用を選択できること」だと思うが、そこまでたどりつかない。

また、「本人がメリットを実感できるような」を記載いただいているが、「メリット」が目立たない。最初に目立つように出してほしい。

西田委員長

44 頁、45 頁の記載内容は、今回の計画の肝だと思うので、もう一度委員からいただいたご意見を基に再検討してほしい。

ウ. 図やグラフの掲載

倉持委員

49 頁のイラスト、57 頁のグラフは小さくて読めない。図やグラフに関心を持ってもらえるように読みやすく工夫してほしい。

ii. 「第2章 広域による共通計画策定の目的と位置付け」

ア. 5市とセンターの関係性

星野委員

今回の計画は、全体的にセンターありき、センターが主体と読めてしまう。第2章で「広域」と出てくるが、広域で取り組んでいる全国の他地域を見ていると、各市がこういう取り組みをしている、各市では難しい取り組みは広域で取り組む必要がある、という考えが基にあると感じている。それを踏まえると、最初に出てくるのは「5市がどうしたいか」、その後に「広域」となると思う。この共通計画ではそのような造りになっていないから、センターありきで話を進めているように感じてしまう。

iii. 「第3章 成年後見制度利用を取り巻く東京都及び5市の状況と検討の方向」

ア. 5市の実態や課題の見せ方；

大口委員

今後、5市の計画が策定されると思うが、今回の計画の構成を見ると、国の動向を踏まえ、5市の実態や課題の記載がなされている。5市の実態や課題のポイントが分かるように、下線を引く等、メリハリがあると良いと思う。

iv. 「第4章 共通計画の基本理念・体系と目標・取組みの方向性」

ア. 基本目標2、基本目標3の見せ方の整理 (62頁)

星野委員

現在の計画案では、基本目標2では「利用者のメリット」のような内容が、基本目標3には成年後見制度を利用するに当たっての仕組みの内容が記載されているように読める。そのため、2つの基本目標の見せ方について再考いただけると良いと思う。

イ. 「施策3-5 任意後見制度の利用等の相談、監督等の可能性の検討」(75頁)

平柳委員

本文中に「監督等の可能性の検討」に関する「現状」も「課題」も記載がないので、具体的にどのように検討していくのか、監督していくのか等について、5市でも検討してもらえたら良いと思う。

v. 「第5章 計画の進行管理」

ア. 「取組の方向性」と「振り返りの視点」の関係性 (64頁、83頁)

大口委員

64頁以降；「取組の方向性」と出てくる。これは「取組の例」であり、5市、センターが例を基に取組を考えるとという理解でよいか。

また、現在の計画案をより良いものにする 것도重要だが、現在の計画の策定は第一段階で、住民や関係者が実際に制度を利用したり、支援を通じて、それによって得られた気づきを基に見直して育

てていくという考え方が重要と思う。そう考えると、「進行管理」がとても大事と思っている。64 頁は具体的な取組例が複数記載されているが、83 頁「施策」1-1 には「主たる推進主体」の列に○が3 つ並んでいる。これは、各取組みを各推進主体が行うが、「振り返り」は「総合的な観点」から行う。そのために、83 頁以降の「主たる推進主体」の列に複数の○が付けられていると理解してよいか。

小林所長

ご指摘の通りである。

イ. 「振り返りの視点」の表現 (83 頁～)

大口委員

- ・「振り返りの視点」の文言は再掲のものも多い。表内の線を外してしまっても良いのではないかと。
- ・表現をシンプルに；「本人、周囲の人からの相談、発見に繋げることができたか」や「地域住民等にとって分かりやすい説明ができたか」といったように、シンプルにした方が振り返りをしやすいと思う。そのことで、5 市それぞれが後で振り返る際に、「あの市はあんなことに取り組んでいたのか」と参考にすることも出てくると思う。
- ・文言の補足；施策 2-1 で「必要性の検討」と記載されているが、「何の必要性だ？」と思って、元の頁に戻らないと分からない。分量が増えてしまうと思うが、文言を補足してもらえると良いと思う。

ウ. 「共通計画の振り返りの目的」の並び順 (82 頁)

大口委員

「共通計画の振り返りの目的」は非常に重要。パブリックコメント、委員のご意見を踏まえると、②→③→①に並び替えるのが良いと思う。

エ. 振り返り及び未実施のヒアリングの実施

大口委員

今回の計画に記載する必要はないが、毎年度、実際に各市がどこまで何ができなかったかを振り返り、積み重ね、次の計画に繋げていくこと、段階的に整備していくことが重要と思う。

その過程で、今回ヒアリングでお話をお聞きできなかった方々や団体からも意見を聞き取り、そうした声を踏まえて、体制整備を進められるように期待したい。

vi. その他

ア. 概要版の作成

倉持委員

今回の計画の概要版を作成する予定があるか。作成する予定があれば、この計画は誰のためのものなのか、本当に分かりやすい説明をしてほしい。もっとリクエストをすると、学校の子供達でも分かるようにしてほしい。

(2) 一② 共通計画策定後、各市の計画策定や効果的な進行管理に向けて

星野委員

5 市の計画が基にあって、その次に広域的にセンターとしてどのような取組みがあるのかという計

画になれば良いという思いで、委員を引き受けた。実際には5市にもそれぞれの状況があるし、だからこそセンターがどのような役割を果たすのかを検討することが重要と思っている。

センターの実績を踏まえつつ、現状ありきではなく、ご本人にとっての必要性や家族の思い等が各市の計画に記載され、5市全体の実情を踏まえた上での共通計画が本来の姿であり、そうした計画が必要と思う。

平柳委員

委員会に出席したり、実際のケースに関与することで、成年後見制度は多様なケースがあつて、本当に難しいと感じている。そのため、その対応を十分にすることを念頭に置いて、画一的に計画に記載することは、本当に難しいと感じた。

本人の意思決定支援は尊重されるべき。どうやって本人の意思を確認するか、どうやって守ってあげられるか等を、後見人等や支援者がきちんと認識する必要があると感じた。また、後見人等としてケースに関与していると、生活保護受給者やお金がない人が増えていると実感している。その意味で、各市が報酬助成等を整備して、その方達も利用できる制度にしていく必要があると感じており、今回の計画、そして各市の計画は、それらを実現するための計画だと思っている。

進藤委員

今回の計画は制度が変わらないけれど、運用で工夫するというものだと思う。その意味で、国基本計画のポイント(47頁)「ア.利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」の中には「意思決定支援」「身上保護」の記載があるが、基本目標3にはそれらの記載がない(61頁)。

今から記載を変えてほしいということではなく、各市の計画策定時に、各市では何を「メリット」というかについて記載して、アピールしてほしい。例えば「後見人等一人とのやり取りではなく、チーム支援をする」「親族後見人へのサポート」「報酬助成の検討」「マッチング等の工夫」等、他にもあるかもしれないが、各市の計画策定時には、目立つように記載してほしいと思う。今回の計画でも記載があるが、目立たない。

また、本当は、国が取り組むことだとは思いますが、制度そのものを改善してほしいと思っている。最後にそれを発言させていただきたい。後見人等が一度決まっても変えられるようにしてほしい、必要な場面が終わったら終了できるような制度にしてほしい。現在の制度は、利用する当事者にとって、使いにくさが残っている。

倉持委員

最初、今回のお話をいただいた時は、5市での計画策定という点に関心を持ち、参加させていただいた。実際には、5市の皆様も取りまとめることが大変だったと思う。次の計画策定時には足並みを揃えられるものになると良いと思う。

今回の計画策定に当たり、ニーズ調査をしたのかという意見を出させていただき、本日、ニーズ調査の結果もお聞かせいただいたが、本来であれば、もっと当事者や関係者の声を聞き取って計画に反映できたら良いという思いがある。今後、実際に計画を進めたうえで見えてきたこと(良かったこと、課題)を踏まえて、ホップ・ステップ・ジャンプで次の取組みを考えて、積み重ねていってほしいと思う。その意味で、今回の計画は、その基盤になると思う。

また、「誰のための計画なのか」と認識することが重要で、特別な人のための計画ではなく、「地域住民のための計画」ととらえると、捉え方が変わってくると思う。

大口委員

今後5市でも計画策定が進むと思う。64頁以降の取組みには「各市」の欄に○が多くついているが、各市が取組みを進めるに当たっては、長期的/短期的なスパンで物事を考えてほしい。特に、「1年で(次の年迄に)何をどこまでやるか」を意識することが重要。その場合、「取り組みます」だと大変な面もあり、「検討します」であっても重要と思うので、一つずつ進めてほしい。

また、役所では異動もあるし、気付いた課題や不足点についてはしっかりと引き継いでもらって、次の計画に向けて育てていけることが重要と思う。

池田委員

自分は調布市民であり、この計画に対して大きな期待を持っている。

自分は長く成年後見制度の問題に携わっていて、単身高齢者が増えていく中で、親族に期待するだけでなく、社会的にも本人の個別性を支える制度が重要と発言してきたが、地域福祉との連携や関係性は薄い。その意味で、まずは運用という面で、5市で生活を送る、人生を過ごす住民の生活や人生を支えるために成年後見制度を活用できるような取組みを、責任をもって進めてほしい。

平成15年度と、センターの設立は早いですが、各市がセンターありきではなく、各市の住民の生活や人生を支えるための在り方を考えて、その上でセンターとの役割分担や機能を検討することに繋げてほしいと思う。

西田委員長

計画は必要な人に読んでいただくことが重要。事務局は、市民の目線でどう読みとれるのかを念頭に置いて、本日いただいたご意見を踏まえて、可能な限り検討してほしい。

一方、本共通計画は、年度内の製本を目指しており、スケジュールがあることについて、委員の皆様にはご理解いただきたい。また、今後、各市では本共通計画を目標とし、実施計画を策定する予定であり、場合によっては実施計画に反映させることもあると思う。いただいたご意見をどのような形で反映させていただくか、委員長一任とさせていただきたいと思うがよろしいか。委員会としては、その結果を承認いただくことをお願いできればと思う。(満場一致で了承)

委員の皆様には、専門的な観点から真摯なご意見を賜り、ありがとうございました。

(3) その他 今後のスケジュール等

堀江副所長より資料4(90頁～)に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

・本日いただいたご意見を踏まえて5市で検討し、3月中旬には印刷製本を完成させたい。

その後、山本副理事長より挨拶がなされた。

山本副理事長

- ・委員の皆様には、半年間という中で真摯なご意見を賜り、ありがとうございました。
- ・思い返せば、センター設立時15年前は、社会福祉基礎構造改革を踏まえ、住民一人一人の権利をどのように守るのかという意識を念頭に置いて、5市のニーズをセンターに託した経緯がある。しかし、15年の間に制度が変わり、高齢者や障害者を取り巻く状況も変わり、5市とセンターの機能や役割の見直しも必然だったと思う。その意味で、今回の計画策定の取組みは、5市とセンターの機能や役割を見直す非常に良い機会だったと思う。委員、傍聴の皆様には深く感謝申し上げたい。
- ・本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年である。その中では、「地域共生社会」が一つのキーワードになっており、年齢や障害の有無に関わらず、その人の意思が尊重される地域づくりを進めていくことが重要と思う。その生活を支える一助となるのが成年後見制度、センターの役割だと思っている。
- ・今後、いただいたご意見を踏まえ、今回の共通計画の策定、5市の実施計画の策定及び5市の施策の推進に努めていきたいと考えている。ありがとうございました。

4. 閉会 (略)

(以上)